

厚岸町選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月12日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げる。

平成27年3月26日

厚岸町選挙管理委員会委員長 木村吉男



記

投票区名	地域名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第6投票区	筑紫恋	午前7時00分	午後7時00分
第7投票区	床 潭	午前7時00分	午後7時00分
第8投票区	末 広	午前7時00分	午後7時00分
第9投票区	トライベツ	午前7時00分	午後7時00分
第10投票区	若 松	午前7時00分	午後7時00分
第11投票区	糸 魚 沢	午前7時00分	午後7時00分
第17投票区	門 静	午前7時00分	午後7時00分
第18投票区	苫 多	午前7時00分	午後7時00分
第19投票区	尾 幌	午前7時00分	午後7時00分
第20投票区	上 尾 幌	午前7時00分	午後7時00分
第21投票区	太 田	午前7時00分	午後7時00分
第22投票区	片 無 去	午前7時00分	午後7時00分